

平成21年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分

芸濃総合支所

地域振興課（芸濃総合支所産業環境課（当時））

監査の結果	公園の使用許可等について、平成19年度ごみ一時集積所設置事業補助金の交付に当たり、本市が芸濃町地内に設置する公園（都市公園法に基づく都市公園以外の公園）の駐車場内において、コンクリートで敷地と固定した、ごみ一時集積所設置に係る「用地権利者の承諾許可書」を産業建設課長（当時）名で発行していたが、当該公園は公の施設であることから、課長名による許可は適当ではなく、関係法令の定めるところにより、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	行政財産の使用許可について、市長名で許可するように改めた。